

-その他-

No.62	高齢者虐待防止事業		
<p>高齢者に対する虐待を防止し、早期に発見・対応するため、相談窓口の設置や保健師、社会福祉職等による支援を行います。</p> <p>また、講演会、研修会等による啓発や養護者への支援を行うことで、高齢者虐待を防止する体制の充実を図ります。</p>			
【相談窓口】			
区	窓口担当	TEL	FAX
鶴見	高齢・障害支援課	510-1773・1775	510-1897
神奈川		411-7110	324-3702
西		320-8410	290-3422
中		224-8167	224-8159
南		341-1139	341-1144
港南		847-8415	845-9809
保土ヶ谷		334-6328	331-6550
旭		954-6125	955-2675
磯子		750-2417～2419	750-2540
金沢		788-7777	786-8872
港北		540-2327	540-2396
緑		930-2311	930-2310
青葉		978-2449	978-2427
都筑		948-2306	948-2490
戸塚		866-8439	881-1755
栄		894-8415	893-3083
泉	800-2434	800-2513	
瀬谷	367-5716	364-2346	
<p>身近な地域の地域包括支援センター（地域ケアプラザ等）でもご相談できます。</p> <p>その他に、</p>			
【在宅介護サービス従事者による虐待を発見した場合】			
担当課	TEL	FAX	
健康福祉局 介護事業指導課	671-2356・3461	550-3615	
【介護保険施設等の従事者による虐待を発見した場合】			
担当課	TEL	FAX	
健康福祉局 高齢施設課	特養・老健・養護・軽費：671-3923 有料老人ホーム：671-4117	641-6408	

No.63	介護給付費適正化事業
<p>介護サービスの質の向上と介護保険財政の健全な運営を図るために、ケアプラン点検や、サービス提供事業者への文書照会及び指導等を行い、不適正な介護報酬請求を防止します。</p> <p>主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①介護報酬請求の適正化 ②介護報酬返還請求 ③レセプト点検・ケアプラン点検 ④住宅改修の質の向上 ⑤要介護認定の適正化 	
窓 口	健康福祉局 介護保険課 671-4255

No.64	ヨコハマあんしん登録
<p>1 概要</p> <p>人生のエンディング期の準備の1つとして、緊急連絡先やエンディングノート・もしも手帳の保管場所等の情報を、事前に市に登録することができる事業です。</p> <p>事前に登録された方が、病気や事故等で意思表示が難しくなった時、または亡くなった時に、市が、警察、消防、医療機関等からの照会を受けて登録された内容を回答することで、可能な限りご本人の意思を尊重した支援につなげます。</p> <p>2 登録できる方</p> <p>横浜市に住民登録があり、居住している65歳以上の方 ※登録された方が市外に転出された場合は登録情報が削除されます。</p> <p>3 登録できる項目(希望する項目を1つから登録できます)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①かかりつけ医療機関 2か所まで(名称・住所・電話番号) ②エンディングノート/もしも手帳の保管(所持)場所 ③本籍地・筆頭者 ④緊急連絡先 3名まで(住所・氏名・電話番号・続柄) ⑤葬儀・遺品整理等の生前契約先 2か所まで(名称・連絡先) ⑥納骨先(所在地・名称・連絡先) ⑦遺言書の保管場所(形式・保管場所・作成日) <p>※⑤～⑦は緊急連絡先に加えて、お伝えして良い連絡先(2名まで)の指定も可能です。 ※⑦は登録者ご本人が亡くなった後にのみ開示します。</p> <p>4 登録の流れ</p> <p>スマートフォンやパソコンから電子申請もしくは書面登録用紙を記載し市に郵送します。登録された方には、市から「登録カード」と「登録内容確認書」を郵送します。 ※登録内容は、電子申請もしくは書面郵送で、変更・追加することができます。</p>	
窓 口	健康福祉局 福祉保健課 671-3567